

いじめ防止学校基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

〈いじめの定義〉

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 1.総則・基本方針 第2条より）

〈学校及び学校の教職員の責務〉

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（いじめ防止対策推進法 1.総則・基本方針 第8条より）

〈本校の基本方針〉

いじめは人間として絶対に許されないことである。
 全職員が一丸となって「いじめゼロ」の学校を目指す。
 キーワード：「未然防止」「早期発見」「組織的対応」

2 いじめ防止のための具体的な取組

【いじめ防止に関する年間計画】

	児童生徒		職員		保護者
4月		H	学校基本方針の周知	定	PTA総会での啓発
5月		R		例	
6月		・		職	
7月		集		員	
8月		会	職員向け校内研修会	会	学校からの情報提供
9月	アンケート調査実施	等	アンケート集計・分析	議	
10月		に		で	
11月		お		の	
12月		け		情	保護者向け研修
1月		る	職員向け校内研修会	報	学校からの情報提供
2月	アンケート調査実施	学	アンケート集計・分析	交	
3月		習		換	

※基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているかを校内委員会を中心に点検し、PDCAサイクルに基づき必要に応じて見直しを図る。

■【未然防止・早期発見】

- 児童生徒にとって安全、安心な学校生活の保障を目指す。「分かる授業づくり」を進めるとともに「学校行事等の充実」を図り「自己有用感や自己肯定感」を獲得できるようにする。
- 学校教育活動全体を通して「お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度」を育成し「友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び」等について適切に指導する。特に道徳教育、心の教育における指導の充実を図る。
- 児童生徒へアンケート調査を実施する。（年2回～9月、2月）

■【学校全体での組織的な対応】

- 職員向け校内研修会の実施…いじめについての意思統一を図り、適切な対応方法等について学ぶ（年1～2回）
- 定例職員会議での情報交換による児童生徒理解促進。（月1回）
- 「ネットいじめ」の予防、対応。情報モラル教育の推進。

■【保護者への啓発】

- 児童生徒及び保護者が相談しやすい環境づくり、信頼関係の構築。
- 保護者向けの研修会実施。

3 重大事態への対処

- 事案発生等、緊急時における「いじめ対策委員会」の招集（校長、教頭、学部主事、当該児童生徒の学担、地域支援主任、教育専門監、養護教諭、生徒指導主事、その他必要な人員で臨機応変に構成する）
- 外部専門家（心理、福祉、警察、教育センター）との協力体制構築。
- 保護者との連携強化。
- 県教委への速やかな報告と相談。

【「秋田県いじめ防止等のための基本方針」の改訂（平成29年3月9日）に伴い、平成29年4月1日見直し】